

地域	コートジボワール共和国
日付	2022年9月29日
法律事務所	Chauveau & Associés
役職名、氏名	Johana N'DIA-KRA, jurist
連絡先	j.ndiakra@jfchauveau.com

質問事項

I. 個人情報保護に関する法律

- i. あなたの国には、現在または近い将来の予定として民間分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

コートジボワールにおける個人情報の処理については、2013年6月19日付け n° 2013-450 個人情報の保護に関する法律およびその施行令(以下「個人データ法」といいます。)が適用されます。

特に、自然人、国、地方公共団体、公法上または私法上の法人による個人データの収集、処理、送信、保存および利用は、個人データ法の規定の対象となります。

同法は、民間分野および公的分野の双方に適用されます。

- ii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として公的分野における個人情報保護に関する一般法はありますか。

上記 i 参照。

- iii. あなたの国には、現在または近い将来の予定として個別の(特定の)分野に適用のある個人情報保護に関する法律はありますか。(ある場合は概要をご教示ください。)

該当なし。

Iの(i)(ii)(iii)について全て「該当なし」の場合はIVに進みます。

II. 個人情報保護に関する規制の基本情報

- i. Iで言及いただいた個人情報保護に関する法律について以下の空欄を埋めて下さい。

名称: *2013年6月19日付け n° 2013-450 個人情報の保護に関する法律*

① 「個人情報」の定義	<i>識別番号または身体的、生理的、遺伝的、心理的、文化的、社会的または経済的な識別に特有の特定の要素のいずれかを参照することによって、識別されたまたは識別可能な自然人に</i>
-------------	---

	関連するあらゆる情報。
② 法の適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> - 自然人、国、地方公共団体、公法上または私法上の法人による個人データ収集、処理、送信、保存および使用。 - ファイルに含まれる、または含まれることを意図したデータの自動的なまたは非自動的な処理。 - 国の領域で行われるあらゆるデータ処理。 - 公安、防衛、研究、犯罪の捜査および起訴または国の安全保障に関するデータ処理。ただし、有効な他の法律で規定された特定の条項により定義される免除を受ける。
③ 地理的範囲	コートジボワール
④ URL	https://www.artci.ci/images/stories/pdf/lois/loi_2013_450.pdf
⑤ 施行日	2013年8月13日

ii. 上記の法について特に言及すべき事項がございましたらその概要をご教示下さい。

該当なし。

III. OECD プライバシー原則

i. OECD プライバシーガイドラインの各原則を具体化した法の条文があればご教示下さい。

<https://www.oecd.org/sti/ieconomy/oecdguidelinesontheProtectionofPrivacyandTransborderFlowsOfPersonalData.htm>

(a) 収集制限の原則

この原則は、個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきであることを意味します。

個人データの収集、記録、処理、保存、送信およびファイルの相互接続は、合法的かつ公正な手段で行わなければならない(個人データ法第 15 条)。

個人データの処理は、データ主体が明示的に同意した場合に合法であるとみなされます。ただし、管理者が正当な権限を有し、かつ、処理が以下のために必要な場合は、この事前同意の要件が免除される場合があります。

- 管理者が負う法的義務の遵守
 - 公共の利益のため、または、管理者またはデータが通信される第三者に付与される公権力の行使の範囲内で、実行される職務の遂行
 - データ主体が当事者となっている契約の履行、または、データ主体の要求により実施される契約前の措置の履行
 - データ主体の利益または基本的権利および自由の保護
- (個人データ法第 14 条)

データ管理者は、遅くとも収集時に、使用される手段やサポートにかかわらず、処理の対象となるデータに係る本人に対して、以下の情報を提供することが義務付けられています。

- データ管理者の身元、および、該当する場合には正当な権限を与えられた代理人の身元
- 意図されたデータの処理業務の具体的な目的
- 関係するデータの 카테고리
- データが開示される可能性のある受領者
- 当該ファイルに含まれることを拒否することができること
- 本人に関するデータへのアクセス権および当該データを修正する権利の存在
- データの保管期間
- 第三国へのデータ移転の可能性

(個人データ法第 28 条)

(b) データ内容の原則

この原則は、個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきであることを意味します。

データは特定の合法的な目的のために収集されなければならない、これらの目的とは相容れない方法でさらに処理してはなりません。

データは、収集され、さらに処理される目的との関連において、適切で、関連性があり、過度であってはなりません。

データは、収集または処理された目的に必要な期間を超えない期間、保管されなければなりません。

この必要な期間を超えて、データは、法律の規定に従って、歴史的、統計的または研究目的のための処理という特定の目的のためにのみ保存され、保管されることができます。

(個人データ法第 16 条)

収集されたデータは正確でなければならない、必要に応じて更新されなければなりません。

収集され、さらに処理される目的に関して、不正確または不完全なデータが削除または修正されることを確保するために、あらゆる合理的な措置が講じられなければなりません。

(個人データ法第 17 条)

透明性の原則は、データ管理者による個人データに関する強制的かつ明確な情報提供を意味します。

(個人データ法第 18 条)

(c) 目的明確化の原則

この原則は、個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあたっては毎回その利用目的を特定すべきであることを意味します。

上記(b)参照。

(d) 利用制限の原則

この原則は、個人データは、以下の場合を除き、(c)目的明確化の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではないことを意味します。

- i) データ主体の同意がある場合
- ii) 法令に基づく場合

上記(a)および(b)参照。

(e) 安全保護の原則

この原則は、個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、毀損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきであることを意味します。

個人データは、特にその処理がネットワークでのデータ送信を伴う場合、機密として扱われ保護されなければなりません。

(個人データ法第 19 条)

データ管理者は、データの性質、特にデータの破壊、損傷、無許可の第三者によるアクセスを防止するために、あらゆる予防措置を講じることが義務付けられています。

(個人データ法第 40 条)

(f) 公開の原則

この原則は、個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきであり、その方法は、個人データの存在及び性質に応じて、

その主要な利用目的とともにデータ管理者の識別及び通常の所在地を認識できる方法によって示すべきであることを意味します。

データ管理者は、実施された処理業務のリストを保管するものとし、このリストは要求があれば誰でも直ちにアクセスできるものとします。管理者による対応者の任命は、データ保護局に通知されるものとします。また、該当する場合には、スタッフの代表機関にも注意喚起するものとします。

(個人データ法第 12 条)

(g) 個人参加の原則

この原則は、個人が次の権利を有することを意味します。

- i) データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること。
- ii) 自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを、合理的な期間内に、必要がある場合は、過度にならない費用で、合理的な方法で、かつ、本人が認識しやすい方法で自己に知らしめられること。
- iii) 上記 i) 及び ii) の要求が拒否された場合には、その理由が説明されること及びそのような拒否に対して異議を申し立てることができること。
- iv) 自己に関するデータに対して異議を申し立てること及びその異議が認められた場合には、そのデータを消去、訂正、完全化、改めさせること。

個人データが処理されている自然人は、質問の形式で要求し、処理担当者より以下の情報を取得することができます。

- 本人が処理について知り、異議を申し立てることができる情報
- 本人に関する個人データが処理されているか否かの確認
- 本人に関する個人データおよび当該データの出所に関する利用可能な情報の伝達
- 処理の目的、処理される個人データの категория、当該データが開示される受領者または受領者の категорияに関する情報

(個人データ法第 29 条)

すべての関係する自然人は、以下の権利を有します。

- 処理について法律で明示的に規定されている場合を除き、本人に関する個人データの処理に対して、本人の特定の状況に関連する正当な根拠に基づいて異議を申し立てること。正当な異議申し立てがあった場合、管理者が行う処理は当該データに関連してはなりません。

- 勧誘を目的とした本人に関するデータの処理に対して、本人の要求に応じて無料で異議を申し立てること
- 本人に関するデータが、勧誘目的のために第三者に開示される前、または、第三者に代わって使用される前に通知を受け、そのような通信または使用に対して無償で異議を申し立てる権利が明示的に付与されること

(個人データ法第 30 条)

本人であることを証明できる自然人は、本人に関する個人データが不正確、不完全、不明確もしくは古い場合、または、その収集、使用、通信もしくは保存が禁止されている場合、場合に応じて、処理業務の管理者に対して、修正、完了、更新、遮断、削除を要求することができます。

(個人データ法第 31 条)

(h) 責任の原則

この原則は、データ管理者が、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有することを意味します。

データ保護局は、データ管理者に対して以下の措置を講じることができます。

- 法律から生じる義務を遵守しない管理者に対する警告
- 当局が指定した期間内に違反行為を停止するよう求める正式な通知

(個人データ法第 49 条)

データ保護局は、個人データ法の規定及び本人に送付された正式な通知を遵守しないデータ管理者又はその処理者の意見を聴取した後、当該者に対して以下の制裁を課すことができます。

- 付与された認可の一時的な取消し
- 認可の終局的な取消し
- 違反の重大性および違反によってもたらされた利益に比例した制裁金(その額は 10,000,000XOF が上限とされています)。

また、過去に科された制裁金が確定した日から 5 年以内に違反が繰り返された場合、制裁金は 100,000,000XOF が上限とされ、会社の場合、最終会計年度の税抜き売上高の 5%を超えない範囲で、最高で 500,000,000XOF を上限とすることができるものとされています。

これらの行政的・経済的制裁は、刑事的制裁を損なうことなく適用されます。

(個人データ法第 51 条)

ii. OECD プライバシーガイドラインの各原則が適用されない分野があればその概要をご教示下さい。

(a) 収集制限の原則

該当なし

(b) データ内容の原則

該当なし

(c) 目的明確化の原則

該当なし

(d) 利用制限の原則

該当なし

(e) 安全保護措置の原則

該当なし

(f) 公開の原則

該当なし

(g) 個人参加の原則

該当なし

(h) 責任の原則

該当なし

IV. ガバメントアクセスとデータローカライゼーション

あなたの国において、包括的ガバメントアクセス(例: 捜査目的で当局が個人データにアクセスする際の制限)やデータローカライゼーション(例: サーバやデータの国内設置及び保管を義務付ける規制)のような、個人データの主体の権利に影響を及ぼすような仕組みはございますか。ある場合は、その内容をご教示下さい。

包括的な政府アクセスに関しては、データ主体の個人データの処理に関するデータ主体の事前の同意の要件は、管理者が正当に権限を有し、かつ、公共の利益のための、または、管理者またはデータが通信される第三者に付与される公権力の行使の範囲内の、職務の遂行のために必要である場合には、免除される場合があります(個人データ法第 14 条)。

また、データ主体の個人データを消去する権利は絶対的なものではなく、データ処理が法的義務を遵守するため、または、公共の利益のため、もしくは、公権力の行使の範囲内で行われる職務の遂行のために必要な場合には、適用されないことにご注意ください(個人データ

法第 14 条)。

我々は、上記のそれぞれに対するデータ主体のためのセーフガード、および、データ主体の権利に影響を及ぼす、民間分野または公的分野が保有する個人データに対して包括的なアクセスを可能とする他の法律について、把握していません。

データのローカライゼーションについては、個人データ法に係る我々の理解としては、原則としてコートジボワールにデータを保存しなければなりません。データ管理者が個人データを第三国に送信することは、個人データ法上認められています。ただし、当該第三国が、コートジボワールの法律で認められているものと少なくとも同等(またはそれ以上)の個人データの保護(特にプライバシー、基本的権利および自由の保護)を提供することを条件としています。なお、実際のデータ転送の前に、関連するデータ管理者はデータ保護機関(ARTCI)の承認を得る必要があることにご注意ください(個人データ法第 26 条・第 7 条)。

V. データ保護機関

データ保護機関がある場合は、名称と住所をご教示下さい。

名称: *ARTCI*

住所: *18 BP 2203 Abidjan 18 - Côte d'Ivoire*

電話番号: *+225 27 20 34 43 73*

ウェブサイト: *www.autoritedeprotection.ci*

その他の情報(あれば): *Email: info-apdcp@artci.ci*